

使用済小型家電リサイクル実証事業 モデル地区の募集について

住民生活課

昨年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、北栄町では、役場両庁舎の玄関に1か所ずつ、町内家電量販店5店舗の計7か所に小型家電回収ボックスを設置し、小型家電の回収を開始しました。しかし、現在回収しているものはボックスの投入口に収まるものに限られており、「ボックスに入らないものも回収してほしい」との声が上がっています。

そこで、今年9月から3月にかけて小型家電のステーション回収のモデル事業を実施したいと考えています。つきましては、小型家電回収のモデル地区を5月末までに募集したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。また、説明会の開催等のご要望がございましたら、随時対応いたします。

なお、小型家電の本格的な回収を平成27年度から全収集所を対象にステーション回収を実施しますので、周知につきましてもご協力をお願いいたします。

=小型家電回収モデル事業について=

①小型家電回収日

- ・9月以降の燃えないごみの日、燃えない粗大ごみの日

②実施していただきたい内容（作業）

- ・燃えないごみ、燃えない粗大ごみと小型家電（※裏面参照）を分けて排出する。
※小型家電回収用のコンテナを配布します。

③実施する主な目的

- ・収集所1か所につき、どの程度の質・量が排出されるかを見る。
- ・回収に伴い、どのような問題が発生するかを見る。
- ・収集業者の回収方法等についての検討を行う。

④実施個所

- ・北条地区、大栄地区ともに3か所程度を予定

=小型家電リサイクル実証事業について=

◎小型家電として回収するもの

- ・電池やコンセントから電力を得て動くもの

◎注意

- ・個人情報が含まれるものについては、あらかじめ削除しておいてください。
- ・家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）は回収の対象外です。
- ・取り外しの容易な乾電池やバッテリーははずしてください。
- ・割れて危険なもの（蛍光灯や電球）は不燃ごみで出してください。
- ・CD やビデオテープ等ははずしてください。

◎回収について

- ・燃えないごみ、燃えない粗大ごみと小型家電を分けて回収します。1周目に燃えないごみを回収、2周目に小型家電を回収といった回収の仕方になりますので、通常の回収よりも多くの時間がかかります。

※小型家電リサイクル実証事業の導入について

北栄町を含む中部圏域の1市4町が利用する最終処分場は、ごみの排出量がこのままのペースだと、あと5年でいっぱいになってしまう予定です。そこで、最終処分場の延命化を図るため、小型家電回収事業に1市4町で取り組むことになりました。